

Commission for the Conservation of  
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

## 第2回戦略・漁業管理作業部会会合報告書

2010年4月14-16日  
日本、東京

## 第2回戦略・漁業管理作業部会会合報告書

2010年4月14-16日

日本、東京

### 議題項目 1. 開会

#### 1.1 歓迎の辞

1. 宮原正典氏（日本）は、参加者を歓迎し、特にみなみまぐろ漁業の頑健な再建戦略の開発に関して、この作業部会会合の重要性を概説した。

#### 1.2 議長の確認

2. 宮原氏が戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）会合の議長として確認された。

#### 1.3 参加者の紹介

3. 参加者は、自己紹介をした。会合参加者リストは、別紙1のとおり。
4. インドネシアは、会合への出席が不可能となり、事務局を通じて謝罪した。

#### 1.4 付託事項及び議題の採択

5. 議題は、別紙2のとおり採択された。
6. 会合に提出された文書リストは、別紙3のとおり。

### 議題項目 2. CCSBT戦略計画の開発

7. 会合は、CCSBT-SFMWG/1004/04の別紙1として提出されたCCSBT戦略計画案を検討した。この計画案は、CCSBT16の前にメンバーから提出されたコメントが組み入れられており、微修正の後採択された。SFMWGが、CCSBT17で採択するよう勧告した戦略計画は、別紙4のとおり。

### 議題項目 3. SBT資源管理のための再建戦略の開発

8. 会合は、漁業開始前の産卵親魚資源量（SSB<sub>0</sub>）の20%が、CCSBTで合意された暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントであることに留意した。また会合は、2009年の資源評価に基づけば、この水準に到達するには漁業を行わなくても約15年（加入量が中央値の場合）を要し、それより短期間のチェックポイントを設定することが、暫定的な目標に向けた

SBT資源の再建の進捗状況を説明及びモニタリングするために有用であることに留意した。

9. 短期的チェックポイントを表す方法が2つ提案された。1つ目は、暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントよりも早く達成される、より低めのSSB<sub>0</sub>に基づく値（例えば10%）である。この短期的チェックポイントは、進捗状況を確認し、20%SSB<sub>0</sub>である暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントにつながる相対的な尺度となる。2つ目は、現在の資源水準に基づくものであり、特定の年数で現在の産卵親魚資源量を2倍にするものである。いくつかのメンバーは、後者のチェックポイントはSSB<sub>0</sub>に基づいたチェックポイントと比べて、説明が容易であり、データ及び評価方法を修正した結果に伴う変化に左右されにくいという利点を持つと考えた。
10. 短期的チェックポイント並びに暫定的な再建目標及び短期的チェックポイントを達成するためのタイムフレームについては、さらなる議論が必要とされる。現在の議論では、暫定的な再建目標の到達に必要な期間として25年又は30年、SSB<sub>0</sub>の10%又は現在の資源量の2倍という短期的チェックポイントへの到達に必要な期間として約12年又は15年に絞られてきたようである。
11. 再建確率については、50%では不十分であること、60%を受け入れ可能な最小値とするとともに、70%及び90%とすることも合意された。また、短い期間では、SBTの資源回復の確率は高めに設定されることが重要であることが合意された。
12. 会合は、資源回復を確保するための全体的な措置の一部として、例えば加入の失敗又は漁獲率の急減といったような極めて重大な例外的な状況において発動され得る緊急措置の可能性を検討した。起こりうる例外的な状況に対する行動を前もって決めようとするものの利点について様々な見解が示された。
13. 会合は、例外的な状況の際のメタルールが過去の管理手続き作業部会及び拡大科学委員会によって検討され、CCSBT管理手続き仕様書草案（第10回科学委員会会合報告書別紙6）に「メタルール・プロセス」が含まれていることに留意した。これは、例外的な状況が起きているかどうかを判断し、委員会に取るべき行動を助言するためのプロセスである。会合は、これが例外的な状況を検出し、それに対応するための適切なプロセスであることに合意し、委員会がMPの採択時にこのプロセスを採択すべきことを勧告した。また、メンバーは、委員会が科学委員会の助言に基づき例外的な状況のため厳しい措置が必要であると判断した場合には、禁漁は実行されるべきオプションの一つであると認識した。

#### 議題項目 4. 管理手続きの開発に関する管理手続き技術作業部会及び拡大科学委員会への助言

14. SFMWG は、MP に関する技術作業部会及び拡大科学委員会に対し以下の事項について指示した。
- TAC を変更する頻度は、3 年に一回に留めるべき。
  - 早期に TAC の変更が行われるような MP を開発する方が、遠い将来に TAC を変更するような MP を開発するよりも望ましい。
  - MP の開発は、MP が勧告した TAC が直ぐに実施される場合及び勧告の 1 年後に実施される場合の両方について行われるべき。
  - MP が勧告する TAC の変更は、最小で 100 トンにすべき。TAC の変更の最大値に関しては、3,000 トン及び 5,000 トンについて精査すべき。
  - TAC をゼロとした場合の将来予測は、比較用に使用されるベースラインを提供するために引き続き行われるべき。
  - MP は、次の 2 つのタイムフレームで評価（調整）される。
    - （オプション 1）暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントである  $SSB_0$  の 20% を 25 年で達成
    - （オプション 2）暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントである  $SSB_0$  の 20% を 30 年で達成
  - 上記オプションは、次の 2 つの短期的チェックポイントにおいてそのパフォーマンスを評価されるものとする。
    - $SSB_0$  の 10%
    - 現在の  $SSB$  の 2 倍
- さらに
- オプション 1 は、短期的チェックポイントに 12 年で到達した時に評価され、
  - オプション 2 は、短期的チェックポイントに 15 年で到達した時に評価される。
- MP は、60%、70% 及び 90% の確率レベルで評価される。
15. TAC に関する委員会の合意とその実施との間にタイムラグを設ける必要性につき議論が行われた。オーストラリアは、自国の漁期が年次会合のわずか 6 週間後に始まると説明し、操業上の理由から TAC の変更の実施に関して 1 年間のタイムラグを求めた。
16. 会合において、可能性のあるタイムラグとして次の 2 つの異なる提案が議論された。
- すべてのメンバー及び協力的非加盟国（CMN）が、TAC の変更の実施に関して 1 年間のタイムラグを設ける
  - 2010 年及び 2011 年の TAC に対して行ったのと同様に、当初の漁獲量を増加させず、また、3 年間の配分量が超過しないことを条件として、新しい TAC の自国向けの配分について 3 年間異なった量で割り当てることを可能にする柔軟な取り決めを設ける
17. CCSBT16 で採択されたみなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議において、MP が 2012 年の TAC の設定の基本となることを示唆

しているので、1年間のタイムラグが合意されたとしても2012年のTACについては別途決定を行う必要があることが留意された。

18. 事務局は、2011年の拡大科学委員会会合を通常より1か月早く（すなわち8月上旬）開催することの可能性について調査するよう求められた。
19. また科学委員会に対して、SSB<sub>msy</sub>が長期的な目標であることに留意しつつ、暫定的な再建目標が達成された時の利用可能な生産レベルを試算するよう要請した。MSYの試算についても要請した。

## 議題項目 5. 「保存管理措置の遵守の確保のための行動計画に関する決議」に基づきメンバーが策定した行動計画の発表

### 遵守行動計画

20. すべてのCCSBTメンバー及び3つの協力的非加盟国(CNM)のうちの2つが、遵守行動計画を策定及び提出した。これらの計画は、会合文書CCSBT-SFMWG/1004/6,8,9,10,12,13及び14として提出されている。
21. メンバー及び出席した1つのCNMが自身の遵守行動計画を紹介し、それらに関する質問に回答した。紹介されたすべての計画において、水揚げ及び/又は転載を行う指定外国港、オブザーバー・カバレッジを2010年に少なくとも10%とする計画又はそれを維持するための計画、漁獲量の検証及び/又は照合、巡回のカバレッジ及び/又は能力の改善、並びに特定の既存の管理及び/又は監視に関する取り決めのレビューなどの1つ又はそれ以上の分野において改善が見られていた。しかしながら、場合によっては、漁獲量の検証及び確認が不十分であり、こうしたケースでは当該分野においてさらなる努力が必要であることについて懸念が表明された。
22. メンバーは、この会合で提起されたコメントを自身の遵守行動計画に反映させることに合意し、当該コメントに対処するための適切な行動を検討することとする。これには、その結果として実施された追加的な行動を遵守委員会に報告することも含まれる。
23. 会合は、事務局に対して、すべてのメンバー及びCNMが自身の遵守行動計画の策定に利用可能な雛形を作成するよう要請した。事務局は、この雛形を作成する上で、年次報告書の内容との重複を避けること、漁場から市場への各地点における監視及び管理のプロセスの詳細を含めること、そして以下の項目を加えることを要請された。
  - 利用される漁獲監視措置のタイプ（例えば、オブザーバー、日報、ログブック）、作業を実行する者のクラス（例えば、政府職員、承認された第三者機関）を含むデータを検証及び確認する方法
  - 管理及び監視措置の効果に関する説明
  - 適用される法令の参照
  - 適用される罰則

- 船舶の隻数、対象・混獲漁業及び割当量の配分方法といった基本的な漁業情報、並びに異なる報告書が必要となることを避けるため、VMS報告書のような遵守委員会に提出される他の報告書で求められている情報

### **休会期間中の遵守に関するリスク評価作業部会**

24. ニュージーランドは、遵守に関するリスク評価を実施するために設置された休会期間中の作業部会によるこれまでの進展を説明する文書 CCSBT-SFMWG/1004/07 を紹介した。ニュージーランドは、近いうちにメンバーから登録された代表者に連絡をとり、残りの作業方針の概要を提供することとしている。行動の優先順位及び決議案を含む当該部会からの報告書は、10月の遵守委員会会合において議論するために同委員会に提供されることとなる。
25. 会合は、同部会におけるニュージーランドのリーダーシップに感謝した。

### **議題項目 6. SFMWGの今後の作業**

26. 会合は、CCSBT17において2011年におけるSFMWG会合の開催の必要性を判断することに合意した。

### **議題項目 7. その他の事項**

27. メンバーは、事務局長からの要請に答える形で、拡大科学委員会の議長を、科学的助言の提供に関するベストプラクティスを共有するためのまぐろ類合同 RFMO ワークショップに、CCSBTを代表して出席させることに合意した。事務局長は、同議長の出席のための経費は、事務局の既存の予算から賄うことが可能であろうと説明した。

### **議題項目 8. 閉会**

#### **8.1 報告書の採択**

28. 報告書は採択された。

#### **8.2 閉会**

29. 会合は2010年4月16日午前11時5分に閉会した。

## 別紙リスト

### 別紙

- 1 参加者リスト
- 2 議題
- 3 文書リスト
- 4 みなみまぐろ保存委員会戦略計画

参加者リスト  
第 2 回戦略・漁業管理作業部会会合

議長

宮原 正典

水産庁資源管理部審議官

科学委員会議長

ジョン・アナラ

メーン湾研究所主任研究官

オーストラリア

ジョン・カリッシュ

地方科学局漁業・国土・林業科学部長

クレイグ・バーンズ

農業・漁業・林業省貿易・市場アクセス部長

アナ・ウィロック

農業・漁業・林業省国際漁業部長

ギャビン・ベッグ

地方科学局漁業海洋科学計画部長

グレン・ハリー

オーストラリア漁業管理庁長官

ジェームス・フィンドレイ

オーストラリア漁業管理庁漁業部長

サリー・スタンデン

在京オーストラリア大使館参事官（農業）

ミーガン・ワトソン

在京オーストラリア大使館一等書記官

ブライアン・ジェフリーズ

オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長

アンドリュウ・ウィルキンソン

トニーズ・ツナ・インターナショナル本部長

漁業主体台湾

シューリン・リン

行政院農業委員会漁業署主任

チャンピン・ワン

国立台湾海洋大学助教授

チンラウ・クー

台北駐日経済文化代表処経済商業担当課長補佐

クワンティン・リー

台湾まぐろ協会専門家

ホーシン・カン

中華民国対外漁業合作発展協会秘書

日本

川島 哲哉

水産庁資源管理部国際課課長補佐

高瀬 美和子

水産庁資源管理部遠洋課課長補佐

赤塚 祐史朗

水産庁資源管理部遠洋課

北野 恭央

外務省経済局漁業室

伊藤 智幸

独立行政法人水産総合研究センター

遠洋水産研究所

高橋 紀夫

遠洋水産研究所



本山 雅通  
三浦 望

全国遠洋かつおまぐろ漁業協会コンサルタント  
日本かつおまぐろ漁業協同組合課長

#### ニュージーランド

アーサー・ホーア  
ステファニー・ヒル  
ジェーン・フッカー  
ステファン・コルベット

漁業省高度回遊魚/遠洋漁業部長  
漁業省上席漁業分析官  
外務貿易省上席法律アドバイザー  
在京ニュージーランド大使館一等書記官（経済）

#### 大韓民国

イルジョン・ジョン  
ヒュヌク・クオン  
ヨンセク・チョイ  
ツァン・ギム・キム  
ソン・ジェ・ファン  
ミン・ヨン・ヤン

農林水産食品部国際漁業機関課長  
農林水産食品部国際漁業機関課長補佐  
在京大韓民国大使館参事官（水産官）  
国立漁業調査開発研究所遠洋漁業室上席研究官  
国立漁業調査開発研究所遠洋漁業室研究官  
思潮産業

#### 協力的非加盟国

##### 欧州連合

マルコ・ダンブロシオ

欧州委員会外務・海洋法・地域漁業機関担当国際  
連携官

#### CCSBT 事務局

ロバート・ケネディー  
鈴木 信一

事務局長  
事務局次長

#### 通訳

馬場 佐英美  
小池 久美  
山影 葉子

**議題**  
**第 2 回戦略・漁業管理作業部会会合**  
**2010 年 4 月 14-16**  
**日本、東京**

1. 開会
  - 1.1. 歓迎の辞
  - 1.2. 議長の確認
  - 1.3. 参加者の紹介
  - 1.4. 付託事項及び議題の採択
2. CCSBT 戦略計画の開発
3. SBT 資源管理のための再建戦略の開発
4. 管理手続きの開発に関する管理手続き技術作業部会及び拡大科学委員会への助言
5. 「保存管理措置の遵守の確保のための行動計画に関する決議」に基づきメンバーが策定した行動計画の発表
6. SFMWG の今後の作業
7. その他の事項
8. 閉会
  - 8.1. 報告書の採択
  - 8.2. 閉会

文書リスト  
第2回戦略・漁業管理作業部会会合

**(CCSBT- SFMWG/1004/)**

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. Draft List of Documents
4. (Secretariat) Relevant Attachments from CCSBT 16 for the Second Meeting of the SFMWG
5. (New Zealand) Draft fisheries plan for southern bluefin tuna
6. (New Zealand) New Zealand action plan to ensure compliance with conservation and management measures
7. (New Zealand) Summary of the work to date of the inter-sessional working group on compliance
8. (Japan) Action Plan of Japan
9. (Australia) Australia's compliance action plan for the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna
10. (Taiwan) Taiwan's Action Plan for Implementing the Conservation and Management Measures for Southern Bluefin Tuna
11. (South Africa) Action Plan to Ensure Compliance with CCSBT Conservation and Management Measures
12. (Indonesia) Action Plan to Comply with Resolution on the Implementation of a CCSBT-CDS
13. (Korea) Korea's compliance Action Plan for the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna
14. (EU) European Union compliance Action Plan with CCSBT Conservation and Management Measures

**(CCSBT- SFMWG/1004/BGD )**

1. (New Zealand) Harvest strategy standard for New Zealand Fisheries (Originally CCSBT-SFMWG/0904/04)

**(CCSBT- SFMWG/1004/Rep )**

1. Report of the Sixteenth Annual Meeting of the Commission (October 2009)
2. Report of the Fourth Meeting of the Compliance Committee (October 2009)

3. Report of the Fourteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2009)
4. Report of the Eighth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (September 2009)
5. Report of the Strategy and Fisheries Management Working Group Meeting (April 2009)
6. Report of the Fifteenth Annual Meeting of the Commission (October 2008)
7. Report of the Independent Expert on the Performance Review (September 2008)
8. Report of the Performance Review Working Group (August 2008)

みなみまぐろ保存委員会戦略計画

2010年4月

# 目次

目次	I
<b>1. 序文</b>	<b>1</b>
みなみまぐろ保存委員会戦略計画	1
みなみまぐろの保存のための条約	1
由来	1
みなみまぐろ保存委員会の任務	1
委員会の加盟資格	2
みなみまぐろ漁業	3
漁業の特徴	3
資源状況	3
戦略課題	3
パフォーマンス・レビュー	4
SWOT分析	7
主要課題	7
<b>2. 目的、ビジョン及びゴール</b>	<b>9</b>
条約の目的	9
ビジョン及びゴール	9
A. SBTの管理	9
B. 委員会及び事務局の運営/管理	9
C. メンバーの参加及び実施（遵守を含む）	9
<b>3. 行動計画案</b>	<b>16</b>

# 1. 序文

## みなみまぐろ保存委員会戦略計画

この戦略計画は、メンバーが将来のみなみまぐろ保存委員会に対して望んでいる共通のビジョンを概説するものである。このビジョンの構成要素には、みなみまぐろの資源の状況、効果的な資源管理のために委員会がいかに活動するか、そしてメンバーがどのように自らの義務を実行し、資源管理の成功から利益を得るのか、ということが含まれる。

戦略計画は、望ましい将来の状態だけでなく、望ましい将来の状態の達成に関連する特定の戦略及びタスクを概説している（仮にそのような状態への到達は長期的なゴールだとしても）。戦略計画は、事務局及びメンバーが毎年の活動計画を策定するための基礎となる。

委員会のパフォーマンスに関する最近のレビューでは、パフォーマンスを改善できる多くの分野に関する提案を示した。戦略計画は、必要に応じて、これらの提案された行動を適切に将来の作業計画に盛り込ませている。作業計画全体が達成可能なものとなるよう、提案される行動は優先付けされている。

## みなみまぐろの保存のための条約

### 由来

みなみまぐろ（SBT）は、1960年代初期には年間の漁獲量が80,000トンに達するほど、過去に多量に漁獲されていた。この結果、成熟魚の数が著しく減少し、そして年間漁獲量が急速に落ち始めた。

1980年代中頃には、漁獲量を制限する手段が必要であることが明白となった。SBT資源を再建させるため、当時SBTを漁獲していた主要国—オーストラリア、日本及びニュージーランド—は1985年からそれぞれの船団に対して厳格な割当の適用を開始した。オーストラリア、日本及びニュージーランドによる任意の管理取極は、1993年5月にこの3国が署名したみなみまぐろの保存のための条約が発効した1994年5月20日に正式なものとなった。

### みなみまぐろ保存委員会の任務

この条約の目的は、世界的なSBT漁業の保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することにある。条約は、みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）を創設し、その活動と任務について規定している。CCSBTの任務は以下を含む。

- 情報収集
- 総漁獲可能量（TAC）の決定及びその配分
- 条約の効果的な履行を達成するために必要と考えられる追加的な措置（監視、管理及び取締り（MCS）措置を含む）の決定
- 年次予算の合意
- 他国の加盟を奨励

CCSBTは毎年会合を開催する。CCSBTは6つの補助機関を有し、これらはそれぞれの専門分野に関して助言を行う。

- 科学委員会(SC)/拡大科学委員会(ESC)
- 資源評価グループ(SAG)
- 生態学的関連種作業部会 (ERSWG),
- 戦略・漁業管理作業部会(SFMWG),
- 遵守委員会 (CC),
- 財政運営委員会 (FAC).

独立科学者のパネルは、SC及びSAG会合に参加し、必要な場合にはCCSBTに直接助言を提出することが可能である。

条約は、委員会の運営を支援するCCSBT事務局の設置を規定している。事務局はオーストラリアのキャンベラに本拠地を置いている。職員は、事務局長、事務局次長、データマネージャー及びその他の支援職員である。

#### 委員会の加盟資格

CCSBTの加盟資格は、国のみを与えられる。漁業主体の参加を促進するため、CCSBTは、2001年に拡大CCSBT (ECCSBT) 及び拡大科学委員会 (ESC) を設置した。ECCSBT及びESCの加盟資格は、条約のすべての加盟国のほか、漁業主体も同様に認められうる。2002年に漁業主体台湾の参加が認められた。

ECCSBT及びESCは、それぞれCCSBT及びSCと同様の任務を行なう。それぞれのメンバーが平等な議決権を有する。CCSBTが合意しない場合は別として、CCSBTに報告されるECCSBTの決定がCCSBTの決定となる。ECCSBTの活動又は個々のメンバーのECCSBTにおける権利、義務若しくは地位に影響を与えるような委員会の決定は、ECCSBTによる当該課題に関する事前のしかるべき検討なしに一切行われるべきではない。

現在、ECCSBTは6つのメンバー及び3つの協力的非加盟国によって構成されている。

#### メンバー

- オーストラリア
- 漁業主体台湾 (ECCSBTだけのメンバー)
- インドネシア
- 日本
- ニュージーランド
- 韓国

#### 協力的非加盟国

- 欧州共同体
- フィリピン
- 南アフリカ



## みなみまぐろ漁業

### 漁業の特徴

SBTの主要なマーケットは日本の刺身市場であり、これは主としてSBTのトロ身に対してプレミアム価格が付くためである。世界のSBT漁業の規模は約10億豪州ドルと推定されている。

SBTは主にはえ縄漁業及びまき網漁業で漁獲される。

はえ縄では、多くの鉤を備えた長い幹縄を使用する。漁獲したSBTは、主に超低温（マイナス60度）で冷凍され、中間港に荷揚げされ日本市場に発送されるか、あるいは日本市場に直接荷揚げされる。

まき網漁業では、網を使用してSBTの魚群を囲い込む。現在のところ、この漁法はオーストラリアのSBT漁業のみで使用されている。囲まれた魚群は、オーストラリア大陸近くの水域までけん引され、海底に固定されている浮きいけすに移される。このまぐろは、数カ月間太らされて、冷凍又は冷蔵の状態日本市場に直接に販売される。

### 資源状況

みなみまぐろは、開発前の資源量の一握り程度にまでなっていると認識されている。2008年に拡大科学委員会は、産卵親魚資源量は極めて低いレベルにあることをシナリオ分析が示していることを報告した（概して開発前の産卵親魚資源量の10%以下）。これは、加入量がさらに減少するリスクがあるレベルであることが認識されている。さらに、資源量は最大持続生産量をもたらすレベル（一般に持続可能な資源管理の基準として国際的に認識されているレベル）を下回っている。同科学委員会は、現在のところ産卵親魚資源量が再建する兆候は見当たらないことも指摘した。

### 戦略課題

このセクションでは、この計画が取り組もうとする委員会に直面する戦略上の課題について明記する。これらの課題は、最近のパフォーマンス・レビューや、第1回戦略・漁業管理作業部会会合、そして委員会に直面する強み、弱み、機会及び脅威(SWOT)分析を通じて、特定されてきたものである。このSWOT分析は、パフォーマンス・レビューの範囲外で、委員会が戦略計画を策定する際に役立つと思われる分野を明示するのに有益であった（下記参照）。

2008年においては、委員会の代表者で構成されたパフォーマンス・レビュー作業部会が、2006年に日本の神戸で開催した5つのまぐろ類RFMO合同会合で採用された基準を利用して、委員会のパフォーマンスについての自己評価を試みた。独立専門家であるデービッド・ボルトン米国大使がこの自己評価をレビューした。

2008年のCCSBT会合において、このパフォーマンス・レビューの勧告を実行するための種々のイニシアティブに合意した（会合報告書パラグラフ41参照）。

パフォーマンス・レビューの重要な結果の1つが、戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）を設置することであり、そして、委員会の戦略計画並びに近年の漁業管理の原則と統合的な SBT 及び生態学的関連種の管理目標から構成される漁業管理計画を策定することであった。委員会は SFMWG に対して、メンバーが望む委員会の向うべき方向についての共通のビジョンを創設するための1つの方策として、戦略計画の策定を課した。

#### パフォーマンス・レビュー

パフォーマンス・レビューは、委員会が良好に進めている分野を明示した。これには、委員会が SBT に関連するほとんどすべての漁業活動をメンバー又は協力的非加盟国として委員会に取り込んだこと、委員会運営上の透明性が最近向上したこと、及び委員会が最初のパフォーマンス・レビューに着手したことが含まれる。

パフォーマンス・レビューは、以下に概説するとおり、委員会のパフォーマンスが改善され得る多くの分野についても明示した。パフォーマンス・レビュー作業部会及び独立専門家からの勧告は、この計画の後半部分に記述したゴール及び戦略に組み入れた。

#### 総論

- CCSBT は、条約を精査し、より最新の法律文書と比較し、そして再交渉の必要性について真剣に検討するべき。たとえ直ちに改正しないとしても、追加的な保存管理措置及び管理手続きの更新といった他の方法を通じて、委員会の作業に漁業管理に関する最新の基準の多くを取り入れることができる。
- 戦略計画及び管理計画は、方向性及び共通のビジョンを提示し、そして CCSBT の任務とパフォーマンスを大いに改善し得る。

#### 保存管理

##### 海洋資源の状況

- 将来の科学的評価を導く UNFSA の要件と統合的な管理目標及び再建戦略の決定。
- 過去の過小報告漁獲量によって生じる不確実性を認識した上で、可能な限り最も正確な資源評価を開発し、そして予防原則を考慮に入れつつ資源の再建が可能なレベルの漁獲量を設定する。
- CCSBT のメンバー及びその他の RFMO の事務局の間でのデータの収集及び共有を含む生態学的関連種に対する SBT 漁業の影響を取り扱うための戦略の策定と導入。

##### データ収集及び共有

- 2006 年の年次会合で CCSBT が採択した管理措置の完全かつ迅速な導入を通じて、データ収集及び報告の改善に向け努力を傾注させる。
- 他の4つのまぐろ類 RFMO とともに、データ収集及び共有を調和させる機会を追求する。

- 科学的プロセスにおいて必要な情報が保有できるよう、メンバーが提出するデータの詳細さの程度及びタイプに関しての明確な基準を確実に設定する（これには、UNFSA の最低限の要件を満たすデータの提供を含めることとし、もはや CCSBT においては商業上の機密性を理由にデータへのアクセスを制限すべきではない。）。

#### 科学助言の質と提供

- 独立議長及び諮問パネルを含め拡大科学委員会の構成は維持するが、独立専門家の人数及び人材については科学的なプロセスの支援上の必要性に応じてレビューする。
- SBT と生態学的関連種への取り組みのバランスを検討する。
- 汚染、廃棄、投棄又は遺失・放置漁具による漁獲を最小限にするための措置を採択及び導入する。

#### 保存管理措置の採択

- 拡大科学委員会からの科学的助言と統合的な保存管理措置の策定を継続する。
- 当該漁業に関する最低基準を導入するため、戦略計画及び管理計画を策定する。

#### 漁獲能力管理

- SBT の産卵場での時空間的な禁漁の実現可能性について、インドネシアと議論する。
- 漁獲能力の管理に関する FAO 国際行動計画に規定された勧告を実施する。

#### 漁業の配分及び機会

- 一旦、メンバーの間で CCSBT1 での MOU も含め長期的な配分を決定したら、トン数を設定するのではなく比例配分のような代替的な原則に基づく国別配分への移行を検討する。

#### 遵守及び取締り

##### 旗国措置

- すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT が採択した保存管理措置を確実に遵守するための必要なすべての行動を継続すべき。
- 統合的 VMS 制度の迅速な設立

##### 寄港国措置

- CCSBT がいかなる寄港国措置の導入を検討する場合においても、取り組みの重複を避ける必要があることに留意し、そして「FAO における寄港国措置に関する技術会合」について考慮すべき。
- 違法、無報告及び無規制に漁獲された SBT の水揚げ及び転載の防止を意図した寄港国措置を採択する。これには CCSBT 許可船舶リストに掲載された船舶からによるものも対象とする。

### 監視、管理及び取締り

- 調和を最適化し、世界的な効率性を向上させ、そして作業の重複を避けるため、他のまぐろ類 RFMO と協力する。
- 遵守計画において MCS の開発を優先させる。
- 転載、地域オブザーバー計画及び公海上の乗船検査（UNFSA において規定されている）に関する効果的な措置を策定する。

### 違反行為に対するフォローアップ

- 少なくとも過剰漁獲の処置（返済要求）に関する合意のあるルールを設定する。
- すべての保護措置に関連する種々のペナルティを設定することが理想的である。

### 非遵守の発見及び防止のための協力制度

- すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT に各自の国別報告書を提出すべき。
- 毎年、遵守委員会及び拡大委員会が所定の作業及び開発作業の双方をこなすことができるよう、これらの委員会に十分な時間を割くべき。

### 市場関連措置

- 一刻も早く CDS を実施する。
- CDS の実施までは、すべてのメンバー及び協力的非加盟国が TIS の実施を要求されるべき。
- すべての市場及び寄港国をモニタリングし、CCSBT モニタリング・貿易措置の遵守を促す。

### 意思決定及び紛争解決

#### 意思決定

- いくつかの日常的な運用上の意思決定について、議長又は事務局長に委譲することを検討する（委員会の全会一致の決定による）。

#### 紛争解決

- UNFSA の紛争解決規則に従えば、条約を改正せずに、強制的かつ拘束力のある紛争解決制度を確立させることが可能かもしれないことに留意する。

### 国際協力

#### 透明性

- オブザーバーに関する規則をより適切に公開することによって開放性を改善する（例えば、CCSBT のウェブサイトには情報を掲載する。）。
- オブザーバーに関する現行の規則及び手続きは、他のまぐろ類 RFMO（又は UNFSA 第 12 条(2)）と一致しておらず不当に制限的なプロセスとなっていることから、その修正を検討する。

### 他のRFMOとの協力

- 他のRFMOの優先的な分野に関して、密に連携を取り措置の調和を行う（ERS緩和措置、環境に対する漁業の影響、データ収集及びIUUの撲滅）。

### 財政運営に関する課題

#### RFMOの活動のためのリソースの利用可能性

- 政策及び漁業管理の助言を行う役職を事務局に置くことを検討する。
- 合意された措置（例えばCDS）を実施するために必要なリソースを委員会に提供する。

#### 効率及び費用対効果

- 仮にCCSBTがメンバーからの財政的な分担金を恒常的に満額かつ時宜を得た形で受領していないのであれば、今後、かかる問題を回避するために何が出来るかを議論する。

### SWOT分析

以下のSWOT分析では、委員会が目的を達成する際に直面する強み、弱み、機会及び脅威を説明している。機会及び脅威に関しては、これらは起こる可能性のある潜在的及び現実的な結果の双方を含む。この戦略計画によって、高いリスクとして判断される脅威を避けつつ、機会に向けて作業ができるよう戦略を策定することが可能となる。

SWOT分析は、下記で説明しているゴール及び戦略において取り上げられる必要のある内外双方の要因の指標を提供している。特に強み、機会及び脅威のセクションは、パフォーマンス・レビューの範囲外で、委員会のさらなる努力が有益なものとなる可能性のある分野を特定する手助けとなった。

### 主要課題

CCSBTのパフォーマンス・レビューからの広範な勧告、及び上記で特定したその他の戦略上の課題を考慮し、以下の主要課題が特定され得る。

- 最大持続生産量を維持することが可能なレベルまでSBT漁業を再建させること（資源の再建）
- 確実に、すべての漁獲が国別配分内で計上され、未報告の漁獲が防止されること（遵守）
- 資源の再建のための生物学的要求と、SBTを漁獲する者の要望との競合についてバランスを取ること（TACの設定及び配分）

目的：みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保すること

強み	弱み
<ul style="list-style-type: none"> <li>-委員会は既に SBT に関するほとんどすべての漁業努力を取り込んでいる</li> <li>-科学的助言の提供のための十分に認められたモデル</li> <li>-意思決定のための構成要素が設立されている（遵守委員会、科学委員会、年次会合、集中型事務局を含む）</li> <li>-他の地域漁業管理機関（RFMO）との調整</li> <li>-基本的な監視、管理及び取締り（MCS）の構成要素に達した取り決め（例 漁獲証明）</li> <li>- SBT が確認されるすべての水域における権限</li> <li>- SBT 漁業を制御するための合意された仕組み（世界的な総漁獲可能量）</li> <li>-漁業管理の選択肢及び委員会への助言を作成するための戦略・漁業管理作業部会の設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-処女産卵親魚資源量の 10%前後又はそれを下回る現在の SBT 資源</li> <li>-主要な管理措置に関する決定・導入の不履行の歴史（例 TACs）</li> <li>-資源評価のための情報の基礎が乏しい</li> <li>-単一魚種のみに関連する条約の目的</li> <li>-漁業を管理する手法では潜在的な過剰漁獲能力の問題を取り扱っていない</li> <li>-合意のある措置の実施も含め、メンバーは必ずしも条約上の義務を果たしてきていない</li> <li>-予防原則の適用が明確ではない</li> <li>-商業的緊急性が時として、資源を協力して管理すべきメンバー国の義務より優先される</li> <li>-条約における途上国に関する規定の欠如</li> </ul>
機会	脅威
<ul style="list-style-type: none"> <li>-最大持続生産量を維持する資源量による価値の増加（経済、単位努力当たり漁獲量、社会）</li> <li>-効率性の向上及び管理の改善のための他の RFMO との協調</li> <li>-他のまぐろ類 RFMO を含め、漁業管理のためのベスト・プラクティスの概念の作成を利用</li> <li>-より効率的な漁業を可能にする革新的な措置の開発</li> <li>-管理手続きの開発及び導入を通じた漁業管理の最新の基準（例 予防原則、生態的アプローチ）を組み入れるための機会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-非加盟国を含む違法漁業の増加</li> <li>-科学的助言に対する委員会の不履行</li> <li>-資源の崩壊による業界の混乱</li> <li>-責務を果たせなかった事に対する世界から非難</li> <li>-資源管理の欠如に対する消費者の抵抗</li> <li>-CITES への登録（貿易制限）</li> <li>-漁獲量の不調和の継続</li> </ul>

## 2. 目的、ビジョン及びゴール

この戦略計画は、委員会の目的を明示している（条約文で概説されているように）。同計画は、メンバーが将来の委員会に対して望んでいる共通のビジョンについても設定している。このビジョンには、みなみまぐろ資源の状況、効果的な資源管理のために委員会はいかに活動するか、そしてメンバーがどのように自らの義務を実行し、資源管理の成功から利益を得るか、についての内容が含まれている。これらのそれぞれが、特定の**ゴール** – 将来の委員会の望ましい姿、及び**戦略** – この将来の望ましい姿を実現するために提案される手法、に関連している。

### 条約の目的

みなみまぐろの保存のための条約の目的は、みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することにある。

### ビジョン及びゴール

#### A. SBTの管理

最大持続生産量を維持する資源レベルでみなみまぐろ資源を管理し、SBT 漁業のリスクを緩和する。

このカテゴリーには、資源の再建、配分、生態学的関連種についての戦略が含まれる。

#### B. 委員会及び事務局の運営/管理

責任をもって SBT 漁業を管理するため、委員会は効果的かつ効率的に運営される。

このカテゴリーには、他の RFMO との協調を含む、委員会、その補助機関及び事務局の効果的かつ効率的な運営のための戦略が含まれる。

#### C. メンバーの参加及び履行（遵守を含む）

メンバーは、委員会を通じて SBT の管理に積極的に参加し、その決定を実施する。

このカテゴリーには、MCS、制裁措置、途上国支援に関する戦略が含まれる。

A. SBT の管理に関するゴール	
ゴール	戦略
<b>1. SBT の再建</b>	
<p>1.1 資源は MSY を維持するレベルにある</p> <p><b>優先度：非常に高い</b></p>	<p>(i) タイムフレーム及び望ましい確率とともに暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントを採用する</p> <p>(ii) タイムフレーム及び望ましい確率とともに <math>B_{MSY}</math> を達成する目標資源量を採用する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ SBT 資源に関する委員会の目標を確認し、暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントを採用する（例 初期産卵親魚資源量の 20%）（2009 年 10 月年次会合）</li> <li>▪ SBT 資源の再建ためのタイムフレームのゴールを設定する（SC の報告書に基づき 2010 年の年次会合において）</li> <li>▪ 会合の再建目標に関連した望ましい確率について合意する（SC の報告書に基づき 2010 年の年次会合において）</li> </ul> <p>(iii) 資源をそれ以上低下させない限界値を設定し、それが守られなかった場合の管理戦略を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 2010 年の年次会合において</li> </ul>
<b>2. TAC を設定するための信頼できる科学的根拠</b>	
<p>2.1 管理手続きが TAC の設定に関する指針を提供するために使用される</p> <p><b>優先度：高い/非常に高い</b></p>	<p>(i) 再建目標及びタイムフレームを完成させるため科学委員会に管理手続きをレビューさせる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ パラメーター及び管理手続き（MP）の候補の決定規則が、会合の管理目的に貢献することを確保するためにレビューする（2010 年の委員会会合）</li> <li>▪ MP の候補を開発し、好ましい候補を採用する（2010 年）</li> </ul> <p>(ii) 世界的な TAC の設定のために MP をインプットとして使用する（2011 年から）</p> <p>(iii) 資源状況をレビューする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 資源及び漁業指標をレビューする（毎年）</li> <li>▪ 詳細な資源評価を実施する（3 年ごと）</li> </ul>
<b>3. 科学的助言の質及び提供</b>	
<p>3.1 正確な検証済みのデータが時宜を得て科学委員会及び委員会に提出される</p> <p><b>優先度：非常に高い</b></p>	<p>(i) 委員会がすべての漁業に関する正確なデータが入手できるよう遵守委員会の任務を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ゴール 8 も参照（監視、管理及び取締り）</li> </ul> <p>(ii) データ検証に関する共通の基準/手続きを採用及び導入する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ゴール 8 も参照（監視、管理及び取締り）</li> </ul> <p>(iii) 商業上の機密データに関する規則を設定する（例 操業上の漁獲及び努力データ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 機密性に関する規則及び他の関連する規則を設定する（すわなち用途、所有権）</li> <li>▪ SBT の死亡に関するすべての情報源について、メンバーからの報告</li> </ul>



	を正確かつ完全なデータとするためのデータ提供規則について合意する
3.2 科学的プロセスは、管理についての決定に関して利用可能な最善の独立した助言を提供する  <b>優先度：中程度/高い</b>	(i) 科学的プロセスにおいて独立議長及び諮問パネルを維持するが、必要な独立専門家については定期的に人数及び人材をレビューする (ii) メンバーからの基金、協力及び CCSBT 基金プロジェクトを含め CCSBT の調査計画を策定する (2012 年) <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ CCSBT 5 か年調査計画を実施する</li> <li>▪ 委員会及び/又はメンバーが必要な科学的調査を実施する (例 CCSBT 標識放流計画)</li> </ul>
<b>4. 生態学的関連種</b>	
4.1 SBT 漁業による生態学的関連種へのリスクが特定され適切に管理される  <b>優先度：高い/中程度</b>	(i) 各漁業における、ERS に関するデータの収集及び報告 (パラ 3)、緩和措置の導入 (パラ 2) 及び SBT 漁業のリスク評価 (パラ 7) を含む、SBT 漁業の ERS への影響を緩和するための勧告を実施する <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ すべてのメンバーが SBT 漁業の ERS への影響を緩和するための勧告を実施する</li> <li>▪ ERS に関する勧告の実施をレビューする</li> <li>▪ 混獲及び各漁業において使用した緩和措置の完全報告を確保する ERS に関するデータ提供要件について合意する。仮に他の RFMO (例 WCPFC、IOTC) において ERS データ報告に関する適切な手続きが実施されているのであれば、これらを通じてできるかもしれない</li> <li>▪ 他の海域別 RFMO で採用されている緩和措置が、漁業によるリスクを如何に適切に緩和しているか評価する</li> <li>▪ 必要があれば、他の RFMO との調整及び協調を考慮しつつ、リスクを管理する追加的な緩和措置を特定し採択する</li> </ul> (ii) データ報告を含め海域別 RFMO と調整及び協調する (上記参照)
4.2 SBT の資源状況に影響を与える可能性のある捕食・餌料種をモニターする  <b>優先度：中程度</b>	(i) ERSWG に対して、SBT の資源状況に影響を与える可能性のある捕食・餌料種をモニターし、その結果を委員会に報告するよう指示する
<b>5. 配分</b>	
5.1 条約第 8 条(4)に基づき、全世界の TAC を新規参入を含むメンバー間で配分する  <b>優先度：中程度/高い</b>	(i) メンバーの配分に影響を与える CCSBT の既存の決定を実施する (ii) 条約第 8 条(4)に基づきメンバーへの配分に関する原則を設ける <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 新規メンバーを含めたすべてのメンバーに関する長期的な配分に関する取り決めのオプションを (条約文に基づき) 策定し、TAC の増加又は減少の際に適用する</li> </ul>
<b>6 柔軟な管理取り決め</b>	
6.1 SBT 資源は効率的に	(i) 長期的には、枠の譲渡及び過小・過剰漁獲に関する規則といった柔軟

<p>漁獲され、メンバー及び協力的非加盟国には TAC を守るインセンティブが生じる</p> <p><b>優先度：低い/中程度</b></p>	<p>な管理取り決めで導入する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 過小漁獲及び低レベルの過剰漁獲への対応に関する枠組みを策定する</li> <li>▪ メンバー及び協力的非加盟国間での枠の譲渡に関する枠組みを策定する。これは合意されたレベルに達するような資源規模であることが条件であるかもしれない</li> <li>▪ 枠組みを決定し導入する</li> </ul>
<p>6.2 SBT 漁獲能力と漁業機会を均衡させる</p> <p><b>優先度：低い/中程度</b></p>	<p>(i) 漁獲可能な量に対応する漁業の能力を評価する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 船籍が置かれる国/漁業主体が国別配分に対応する漁獲能力を自己評価する</li> <li>▪ 船籍が置かれる国/漁業主体が必要に応じて是正措置をとる</li> <li>▪ 事務局によって管理される CCSBT 現役船リストに関する提案を作成する</li> <li>▪ 他の船団の過剰漁獲能力による SBT への脅威を評価する</li> <li>▪ 漁獲能力の制限/管理に対する国際的な擁護を得る</li> </ul>
<p>6.3 メンバーは、漁獲した SBT の価値を最大化することができる</p> <p><b>優先度：低い</b></p>	<p>(i) 最大経済生産量を分析する (MEY、すなわち、それぞれのメンバーの漁獲戦略が異なっていることを認識しつつ、全体として当該漁業に関して最大の利益が得られる漁獲量又は努力量のレベルのこと。現在の資源状況においては、これは長期的なゴールになるであろう)</p> <p>(ii) 漁獲戦略を評価する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 再建のためのリファレンス・ポイントとして最大経済生産量を採用することを含め、SBT 資源から得られる利益を最大化させる代替的な漁獲戦略を評価する</li> <li>▪ 資源が再建した際には、増加漁獲量の利益を配分する</li> </ul>

<b>B. 委員会及び事務局の運営及び管理に関するゴール</b>	
ゴール	戦略
<b>7. 委員会の運営</b>	
<p>7.1 委員会は効果的・効率的に運営する</p> <p><b>優先度：高い</b></p>	<p>(i) 委員会プロセスを合理化する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 委員会プロセスの合理化のための方法を特定する (年次及び諮問会合も含む)</li> </ul> <p>(ii) 議長及び副議長の関与を深める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 議長及び副議長の 2 年間の任期 (2 年間の延長可) について検討するが、会議開催場所のローテーションについては維持する</li> </ul> <p>(iii) 地域漁業管理機関間で業務を調整する (例 転載管理、ERS の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 事務局に対して、地域漁業管理機関間で調整されるべき業務の機会を特定し、委員会に提案するよう指示する</li> </ul> <p>(iv) 改善のための機会を定期的に評価するため、自己評価及び独立レビューを含め、委員会のパフォーマンス・レビューを定期的実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 委員会のパフォーマンスの定期的なレビューに合意する (タイムフレーム、レビューの活動と財源、基準 (まぐろ類 RFMO 合</li> </ul>

	同会合のプロセスを通じて提案されるあらゆる変更を含む)、 独立専門家の関与及びレビューの結果と CCSBT 戦略計画とのリンクを含む)
7.2 委員会の活動は、オープンかつ透明性がある  <b>優先度：中程度</b>	(i) 決定の根拠は文書にて明示する <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 委員会に提出された科学的助言と異なる点も含め、委員会が決定した根拠を文書にて明示しなければならない規則を導入する</li> </ul> (ii) CCSBT の手続規則に基づき、委員会文書の公開を継続する (iii) CCSBT の手続規則に基づき、オブザーバーへの関与を認めることを継続する
7.3 最新の漁業管理基準（例 予防原則、生態系管理）が委員会の決定に組み込まれる  <b>優先度：中程度</b>	(i) 条約文をレビューし（仮にメンバー（ら）がそのような交渉を提案するならば）、かつ/又は、例えば管理手続きや ERS の管理措置の採択の際などにおいて、委員会の決定を通じて組み込む（後者の選択肢がより効果的であることに留意） <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 予防原則が適用され、生態系管理が組み込まれることが担保される管理手続きのためのパラメーターを設定する</li> <li>▪ 科学委員会に対して、委員会への助言に基準（予防、生態系）を組み込むよう要請する</li> <li>▪ 基準が組み込まれていることを確保するために委員会の決定をレビューする</li> </ul> (ii) 最新の漁業管理の原則を委員会の意思決定に確実に組み込みことを含め、戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）の現行の任務を明確化する <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ SFMWG の現行の任務を明確に定義する</li> <li>▪ SFMWG から委員会への助言に最新の漁業管理の基準を組み込むことについての規定を SFMWG の付託事項に含める</li> </ul>

C.メンバーの参加及び実施に関するゴール	
ゴール	戦略
<b>8. 監視、管理及び取締り</b>	
<p>8.1 統合され、目標を定めた、費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置が、委員会のゴールにかなうよう稼動する</p> <p><b>優先度：高い</b></p>	<p>(i) 合意された MCS 措置をメンバーが実行する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 委員会の保存管理措置チェックリストを作成し、すべての漁業に関して正確なデータが得られるよう遵守委員会において同チェックリストに基づきメンバーを評価する（2009年以降）</li> <li>▪ データの整合性を確保するための基準及び手続きを採択する（例 水揚げ及び輸出/国内販売を伴う完全で正確な文書の提出の割合の程度や、検査の割合の程度）（2009年又は2010年年次会合）</li> </ul> <p>(ii) MCS 戦略を策定し実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 委員会の目的にかなう追加的な MCS 措置及び又は合意された MCS 措置の改善の必要性を評価する</li> <li>▪ 実施中の MCS 措置と必要となる改善又は追加的な措置との間のギャップを特定する</li> <li>▪ 必要な変更を実施するための計画を策定する</li> </ul>
<b>9. メンバーの義務</b>	
<p>9.1 すべてのメンバーが CCSBT の規則を遵守する</p> <p><b>優先度：高い</b></p>	<p>(i) 保存管理措置及び CCSBT に関連する国際的な義務（例 国連公海漁業協定）に対するメンバーの履行、取締り及び遵守について定期的に評価する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 上記参照（8.1）</li> </ul> <p>(ii) 公平で、透明性が高く、及び差別のない罰則手続き（例 過剰漁獲分の返済、枠の削減）並びに遵守を促進するためのインセンティブを設定する</p>
<b>10. 途上国支援</b>	
<p>10.1 途上国及び協力的非加盟国が委員会の管理措置及び他の要求を遵守することができる</p> <p><b>優先度：中程度</b></p>	<p>(i) 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 途上国のメンバー及び協力的非加盟国とともに作業し、委員会が決定した義務を彼らが満たす上でいかなる分野に対する支援が彼らにとって有益であるか特定する</li> <li>▪ 支援の提供方法について特定する（技術向上、派遣、ワークショップなど）</li> <li>▪ 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定及び実施する</li> </ul>
<b>[11. CCSBT への参加<sup>1</sup>]</b>	
<p>[11.1 SBT を漁獲するすべての国並びに地域経済統合機関(REIO)及び主体を SBT の管理に協力させ</p>	<p>[(i)CCSBT への加入資格を REIO まで拡大するための方法を策定する (ii)CCSBT の協力的非加盟国又はメンバーとなることを希望するこれらのためのプロセスを規定する]</p>

<sup>1</sup> このゴールは CCSBT17 でレビューされ、スケジュールはその際に決定される。

る

優先度：中程度]

### 3. 行動計画案

優先度		短期		中期		長期
		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年++
<b>A) SBT の管理</b>						
<b>1</b>	<b>SBT の再建</b>					
1.1(i&ii)	タイムフレーム及び望ましい確率とともに目標 ( $B_{MSY}$ ) 及び暫定的な再建目標のリファレンス・ポイント(SSB0の20%)を採択する	非常に高い				
1.1(iii)	資源をそれ以上低下させない限界値を設定し、それが守られなかった場合の管理戦略を設ける	非常に高い				
<b>2</b>	<b>TAC を設定するための信頼できる科学的根拠</b>					
2.1(i)	パラメーター及び管理手続き (MP) の候補の決定規則が、会合の管理目的に貢献することを確保するためにレビューする	高い				
2.1(i)	MP の候補を開発し、好ましい候補を採択する	高い				
2.1(ii)	世界的な TAC の設定のために MP をインプットとして使用する	非常に高い				
2.1(iii)	資源及び漁業指標をレビューする (毎年)	非常に高い				
2.1(iii)	詳細な資源評価を行う (3年ごと)	非常に高い				

優先度			短期		中期		長期
			2010年	2011年	2012年	2013年	2014年++
<b>3</b>	<b>科学的助言の質及び提供</b>						
3.1(i)	委員会がすべての漁業に関する正確なデータが入手できるよう遵守委員会の任務を強化する	非常に高い					
3.1(ii)	データ検証に関する共通の基準/手続きを採用及び導入する	非常に高い					
3.1(iii)	機密性に関する規則及び商業上の機密データに関する他の関連規則を設定する	非常に高い					
3.1(iii)	SBTの死亡に関するすべての情報源について、メンバーからの報告を正確かつ完全なデータとするためのデータ提供規則について合意する	非常に高い					
3.2(i)	科学的プロセスにおいて独立議長及び諮問パネルを維持するが、独立専門家については定期的に人数及び人材をレビューする（必要に応じて）	中程度					
3.2(ii)	CCSBT 調査計画を策定する	高い					
3.2(ii)	CCSBT5 年調査計画を実施する	高い					
3.2(ii)	委員会及び/又はメンバーが必要な科学的調査を実施する	中程度					
<b>4</b>	<b>生態学的関連種</b>						
4.1(i)	すべてのメンバーが SBT 漁業の ERS への影響を緩和するための勧告を実施する	高い					
4.1(i)	ERS に関する勧告の実施をレビューする	中程度					

優先度			短期		中期		長期
			2010年	2011年	2012年	2013年	2014年++
4.1(i)	混獲及び各漁業において使用した緩和措置の完全報告を確保する ERS に関するデータ提供要件について合意する	高い					
4.1(i)	他の海域別 RFMO で採用されている緩和措置が、漁業によるリスクを如何に適切に緩和しているか評価する	中程度					
4.1(i)	他の RFMO との調整及び協調を考慮しつつ、リスクを管理する追加的な緩和措置を特定し採択する（必要な場合）	中程度					
4.1(ii)	データ報告を含め海域別 RFMO と調整及び協調する	中程度					
4.2(i)	ERSWG に対して、SBT の資源状況に影響を与える可能性のある捕食・餌料種をモニターし、その結果を委員会に報告するよう指示する	中程度					
<b>5</b>	<b>配分</b>						
5.1(i)	メンバーの配分に影響を与える CCSBT の既存の決定を実施する	中程度					
5.1(ii)	メンバーへの配分に関する原則を設ける	中程度					
5.1(ii)	新規メンバーを含めたすべてのメンバーに関する長期的な配分に関する取り決めのオプションを策定し、TAC の増加又は減少の際に適用する	中程度					



優先度			短期		中期		長期
			2010年	2011年	2012年	2013年	2014年++
<b>6</b>	<b>柔軟な管理取り決め</b>						
6.1(i)	過小漁獲及び低レベルの過剰漁獲への対応に関する枠組みを策定する	低い					
6.1(i)	メンバー及び協力的非加盟国間での枠の譲渡に関する枠組みを策定する	低い					
6.1(i)	枠組みを決定し導入する	低い					
6.2(i)	船籍が置かれる国/漁業主体が国別配分に対応する漁獲能力を自己評価する	低い					
6.2(i)	船籍が置かれる国/漁業主体が是正措置をとる(必要があれば)	低い					
6.2(i)	事務局によって管理される CCSBT 現役船リストに関する提案を作成する	低い					
6.2(i)	他の船団の過剰漁獲能力による SBT への脅威を評価する	低い					
6.2(i)	漁獲能力の制限/管理に対する国際的な擁護を得る	低い					
6.3(i)	MEY を分析する	低い					
6.3(ii)	再建のためのリファレンス・ポイントとして MEY を採択することを含め、SBT 資源から得られる利益を最大化させる代替的な漁獲戦略を評価する	低い					

優先度		短期		中期		長期	
		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年++	
6.3(ii)	資源が再建した際には、増加漁獲量の利益を配分する						
<b>B) 委員会及び事務局の運営及び管理</b>							
<b>7</b>	<b>委員会の運営</b>						
7.1(i)	委員会プロセスを合理化するための方法を特定する	高い					
7.1(ii)	議長及び副議長の2年間の延長の機会を含む2年間の任期について検討するが、会議開催場所のローテーションについては維持する	高い					
7.1(iii)	事務局に対して、地域漁業管理機関間で調整されるべき業務の機会を特定し、委員会に提案するよう指示する	高い					
7.1(iv)	委員会のパフォーマンスの定期的なレビューに合意する（5年ごと）	高い					
7.2(i)	委員会に提出された科学的助言と異なる点も含め、委員会が決定した根拠を文書にて明示しなければならない規則を導入する	中程度					
7.2(ii)	CCSBTの手続規則に基づき、委員会文書の公開を継続する	中程度					
7.2(iii)	CCSBTの手続規則に基づき、オブザーバーへの関与を認めることを継続する	中程度					

優先度			短期		中期		長期
			2010年	2011年	2012年	2013年	2014年++
7.3(i)	予防原則が適用され、生態系管理が組み込まれることが担保される管理手続きのためのパラメーターを設定する	中程度					
7.3(i)	SCに対して、委員会への助言に最新の漁業管理基準を組み込むよう要請する	中程度					
7.3(i)	最新の漁業管理基準が委員会の決定に組み込まれていることを確保するために委員会の決定をレビューする	中程度					
7.3(ii)	SFMWGの現行の任務を明確に定義する	中程度					
7.3(ii)	SFMWGから委員会への助言に最新の漁業管理の基準を組み込むことについての規定をSFMWGの付託事項に含める	中程度					
<b>C) メンバーの参加及び履行</b>							
<b>8</b>	<b>監視、管理及び取締り</b>						
8.1(i)	委員会の保存管理措置に関するチェックリストを作成する	高い					
8.1(i)	すべての漁業に関して正確なデータが得られるよう遵守委員会において同チェックリストに基づきメンバーを評価する	高い					
8.1(i)	データの整合性を確保するための基準及び手続きを採択する	高い					
8.1(ii)	委員会の目的にかなう追加的なMCS措置及び/又は合意されたMCS措置の改善の必要性を評	高い					

優先度			短期		中期		長期
			2010年	2011年	2012年	2013年	2014年++
	価する						
8.1(ii)	実施中の MCS 措置と必要となる改善又は追加的な措置との間のギャップを特定する	高い					
8.1(ii)	必要な変更を実施するための計画を策定する	高い					
8.1(ii)	特定された MCS 措置を実施する	高い					
<b>9</b>	<b>メンバーの義務</b>						
9.1(i)	保存管理措置及び CCSBT に関連する国際的な義務に対するメンバーの履行、取締り及び遵守について評価する(8.1(i)と関連する)	高い					
9.1(ii)	公平で、透明性が高く、及び差別のない罰則手続き並びに遵守を促進するためのインセンティブの設定	高い					
<b>10</b>	<b>途上国支援</b>						
10.1(i)	途上国のメンバー及び協力的非加盟国とともに作業し、委員会が決定した義務を彼らが満たす上でいかなる分野に対する支援が彼らにとって有益であるか特定する	中程度					
10.1(i)	支援の提供方法について特定する	中程度					
10.1(i)	委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定及び実施する	中程度					